

御船産業廃棄物処分場の新規ご利用について

環境整備公社御船産業廃棄物処分場の新規ご利用にあたりましては以下をご参照ください。

- 【所在地等】 豊田市御船町山ノ神 56 - 8 <管理型産業廃棄物最終処分場>
- 【埋立期間】 平成36年3月まで(予定)
- 【申込対象】 豊田・みよしエリアを中心とした地域産業事業所
- 【受入廃棄物】 主に次の産業廃棄物で、重金属等の法定有害物質等を含まず、また、公社が定める形状、性状基準に適合する物。

廃プラスチック類	燃えがら
繊維くず()	無機性汚泥
ゴムくず	金属くず
ばいじん	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
紙くず()	鋳さい
木くず()	

印の産業廃棄物には業種指定があります。詳しくはお問合せください。

- 【事前審査】 搬入を希望する産業廃棄物について、書類審査、現地調査等の事前審査を行い、審査に適合した産業廃棄物については廃棄物処分契約等の手続きをします。
- 【公社出捐金】 御船産業廃棄物処分場のご利用には、「公社運営協力金・予約量料金」の加入(しゅつえんきん)一時金が必要となります。
このうち、予約量料金の納入額で1年間に搬入できる産業廃棄物の量が決定されます。

[公社運営協力金、予約量料金の詳細は、別途、お問い合わせください]

- 【処理料金】 産業廃棄物処理料金は、搬入量に応じて別途必要となります。

主な産業廃棄物の受入処理料金表

産業廃棄物の種類	受入処理料金(消費税込)
廃プラスチック類、繊維くず	31,500円/ト
ゴムくず	14,700円/ト
ばいじん	13,650円/ト
燃えがら	12,600円/ト
木くず、紙くず	10,500円/ト
無機性汚泥	9,450円/ト
鋳さい、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず	7,350円/ト

処理料金のほか、愛知県産業廃棄物条例により、産業廃棄物1トンにつき1,000円の産業廃棄物税が課税されます。(10kgに10円から算定。消費税は課税されません)

運搬については排出事業者側での手配をお願いします。

- 【お問合せ】 (財)豊田加茂環境整備公社 0565-46-2101 担当:杉山まで

産業廃棄物受入基準 (平成19年4月1日改定)

1 共通受入基準

(1) 有害性

次の表にあげる基準に適合していること。

項目 番号	有害物質	受入基準	検査実施産業廃棄物					
			燃えがら	無機汚泥	鉍さい	ばいじん	ガラス陶磁	A S R
01	アルキル水銀化合物	検出されないこと						
02	水銀又はその化合物	0.005 mg/㍑以下						
03	カドミウム又はその化合物	0.3 mg/㍑以下						
04	鉛又はその化合物	0.3 mg/㍑以下						
05	有機りん化合物	1.0 mg/㍑以下						
06	六価クロム化合物	1.5 mg/㍑以下						
07	ひ素又はその化合物	0.3 mg/㍑以下						
08	シアン化合物	1.0 mg/㍑以下						
09	P C B	0.003 mg/㍑以下						
10	トリクロロエチレン	0.3 mg/㍑以下						
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/㍑以下						
12	ジクロロメタン	0.2 mg/㍑以下						
13	四塩化炭素	0.02 mg/㍑以下						
14	1.2 - ジクロロエタン	0.04 mg/㍑以下						
15	1.1 - ジクロロエチレン	0.2 mg/㍑以下						
16	シス - 1.2 - ジクロロエチレン	0.4 mg/㍑以下						
17	1.1.1 - トリクロロエタン	3.0 mg/㍑以下						
18	1.1.2 - トリクロロエタン	0.06 mg/㍑以下						
19	1.3 - ジクロロプロペン(D-D)	0.02 mg/㍑以下						
20	チウラム	0.06 mg/㍑以下						
21	シマジン(CAT)	0.03 mg/㍑以下						
22	チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	0.2 mg/㍑以下						
23	ベンゼン	0.1 mg/㍑以下						
24	セレン又はその化合物	0.3 mg/㍑以下						
25	ホウ素	30 mg/㍑以下						
26	ダイオキシン類	3ng-TEQ/ g 以下						

(備考) 1 ダイオキシン類は廃棄物含有量試験となります。規模の大小を問わず、全ての廃棄物焼却施設から発生する「燃えがら」「ばいじん」を対象とします。

2 ガラス・コンクリート・陶磁器くずの溶出試験については、性状が粉体状の物が対象です。

3 溶出試験は 印の項目について必要となりますが、必要に応じて試験項目の追加をすることがあります。

また、公社指定6品種(燃えがら、汚泥、鉍さい、ばいじん、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、A S R)以外の廃棄物についても溶出試験を実施することがあります。

4 検定方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)」に基づいて実施してください。

ダイオキシン類は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」(平成4年7月厚生省告示第192号)、又は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第1項第四号の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成17年9月環境省告示 第92号)に定める検定方法で実施してください。

ホウ素は、「J I S K 0 1 0 2 4 7 . 3」による方法で実施してください。

5 判定基準は、埋立処分を基準としています。

(2) 有害物の固形化処理

前ページの基準内であっても、金属等を含む廃棄物の固形化に関する基準（昭和52年環境庁告示第5号）により有害な廃棄物を固形化した物は受入れません。

(3) 発色性等

著しく発色性、発泡性、還元性、飛散性、臭気性及び発火性を有しない物。

(4) 付着物・封入物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物および劇物、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬、消防法（昭和23年法律第186号）第2条に規定する危険物、PCBおよびPCB汚染物ならびに廃油等が著しく付着し、または封入されていない物。

(5) 廃棄物の状態

廃油、廃酸、廃アルカリ、廃液等の液体でないものであること。

2 個別受入基準

番号	種類	個別基準
1	燃 え が ら	含水率85%以下、熱灼減量15%以下のもの
2	無 機 性 汚 泥	含水率85%以下のもの
3	廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	最大径おおむね15cm以下、中空状態でないもの
4	紙 く ず	飛散防止措置を講じたもの
5	木 く ず	最大径おおむね1m以下のもの
6	織 維 く ず	飛散防止措置を講じたもの
7	ゴ ム く ず	最大径おおむね15cm以下、中空状態でないもの
8	金 属 く ず	最大径おおむね30cm以下、中空状態でないもの
9	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	最大径おおむね30cm以下、中空状態でないもの
10	鋳 さ い	最大径おおむね30cm以下、熱灼減量15%以下のもの
11	が れ き 類	最大径おおむね30cm以下のもの
12	ば い じ ん	飛散防止措置を講じたもの

豊田加茂環境整備公社 廃棄物受入管理システム

廃棄物搬入申込み

対象企業：豊田・みよしエリアを中心とした地域産業事業所
提出書類：申込書（廃棄物の種類、年間搬入予定量など記入）
廃棄物排出工程表、廃棄物溶出検査書、サンプル
会社概要書、収集・運搬業者届

審 査

- 1次審査：書類審査
- 2次審査：現地調査（製造工程、廃棄物保管状況の確認、廃棄物採取・検査）

公社出捐金の納入

公社運営協力金（従業員数に応じて設定）、予約量料金（年間搬入予定量より算出）
いずれも、加入時に一時金として納入（廃棄物処理料金は別途必要）

処分委託契約締結

産業廃棄物処分委託契約書締結、受入許可書発行（廃棄物品種限定）

廃棄物の搬入開始

【廃棄物搬入時の品質管理対策】

複数企業廃棄物の混載運搬禁止、運搬途上の一時保管・積み替え禁止
廃棄物搬入時における許可項目のコンピュータ照合
電子マニフェスト対応
搬入廃棄物は、種類、内容ごとに全て事前許可制（スポット搬入不可）
目視検査、展開検査実施（不具合発見時には廃棄物を返却、排出事業所指導）
定期的に企業より廃棄物溶出検査書を提出、また公社にて抜取検査実施
企業への随時立ち入り調査権を設定
廃棄物適正処理・減量化の啓発活動

地域への情報公開

地元連絡協議会の定期開催[平成4年の開業当初より実施]
（各種水質・環境調査データ、廃棄物状況、不具合事項等の報告）
地元自治区役員の皆様による処分場への立入り調査権を設定
関係河川水質保全団体への各種水質データ報告
〔処理水質は、水質保全団体要求値を遵守しています〕
〔処理水質基準値例：BOD・COD・SS 10 mg/l、T-N 8 mg/l、T-P 2 mg/l等〕
処分場見学の積極的対応

御船処分場は、地域、企業の多くの皆様の協力に支えられた地域の貴重な資産です。有効に、大切に利用しましょう。